

「振込口座等（登録・変更）申請書」記入上の注意

～振込口座等登録のお願い～

1 振込口座等登録とは

奨学資金を奨学生本人の金融機関口座に振り込むために必要な手続きです。
(普通預金口座を使用してください。)

2 記入上の注意

- (1) 金融機関の口座名義は、必ず奨学生本人のものを使用してください。本人以外（例えば家族等）の名義の口座には送金することができません。本人名義の口座がない場合は、早急に本人名義の口座を開設してください。
- (2) 記入にあたっては、裏面の記入例を参考にし、正確に記入してください。
また、印鑑の押し忘れがないか確認してから提出してください。なお、訂正した場合は、取り消し線を引き、同じ印鑑で訂正印を押印してから、正しい内容を記載してください。修正液による修正は行わないでください。
- (3) 特別な事情がないかぎり、原則として貸与終了まで同じ口座に振り込みます。

3 提出書類

- (1) 振込口座等（登録・変更）申請書
- (2) 口座情報を確認できる書類（通帳の写し等）
「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ名」の3点を確認できる書類を添付してください。
ゆうちょ銀行の通帳の写しを添付する場合は、必ず振込用の店番、預金種目、口座番号、口座名義人のカナ名が分かる部分を添付してください。
※電子通帳の場合は、これらの情報が分かる画面を印刷したものを添付してください。

(通帳の写しの例)

(ゆうちょ銀行の場合)

(表紙表面)

店番	口座番号	〇〇銀行
054	9876543	
鳥取 太郎		
普通預金通帳		

この部分が分かるようコピーしてください

(表紙裏面)

お名前	トツリ 太郎 様
-----	----------

お届印の貼付は廃止しました。

記号	番号	お届け印
15220	1234578	
おなまえ	ユウチヨウ 様	
おところ (郵便番号 683-0054) 鳥取県米子市龍町一丁目 160-18		
株式会社 ゆうちょ銀行		
通帳とお届け印とは、別々に保管してください。		
印紙税申告納付につき△△ 税務署承認済		

ご利用
振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円

キャッシングサービス	代理人カード	デビットサービス
定期定期自動貸付け	国債等自動貸付	

この部分が分かるようコピーしてください

全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください
【店名】五二八(読み、ゴニハチ)
【店番】528【預金種目】普通預金【口座番号】0123457

3 お問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会 育英奨学室
電話 0857-29-7145

